

一水会親睦委員会規定

第一条 会員相互の親睦を図るため本会に親睦委員会を置く。

第二条 親睦委員会は五名以上の委員をもって組織する。

委員は、毎年三月定時総会において選任する。

委員の任期は四月一日から一年とする。但し、再任を妨げない。

第三条 親睦委員会に互選による委員長一名を置く。

委員長は委員会を代表し委員会に関する事務を統理する。

附則

一 この規定は平成六年五月十九日より施行する。

二 平成六年度委員については平成六年度春季定時総会において選任し、その任期は平成七年三月末日までとする。